

留 衛 監 第 13 号  
平成 27 年 7 月 14 日

留萌南部衛生組合  
組 合 長 高 橋 定 敏 様

留萌南部衛生組合  
監査委員 岩 崎 智 樹  
監査委員 西 埜 克 明

平成 27 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、その旨を通知願います。

平成 27 年度

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査

留萌南部衛生組合監査委員

平成 27 年 7 月

# 定期監査報告

## 1. 監査の対象

留萌南部衛生組合

## 2. 監査の実施期間

平成27年4月20日から平成27年6月12日

## 3. 監査の範囲

留萌南部衛生組合において、平成26年度中に契約を交わした委託契約事務。

## 4. 監査の方法

留萌南部衛生組合に対し、関係書類及び帳簿等を求め、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取する。

また、必要があれば現地にて調査する。

## 5. 監査の結果

### (1) 調査書等による委託契約の状況

委託事務の内容を把握するために作成した調書11件は次のとおりである。

委託業務名	契約金額	随意契約根拠法令
し尿処理施設維持管理運営業務	68,752,800円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
やすらぎ聖苑管理運営業務	10,778,400円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
留萌市内一般廃棄物収集運搬業務	92,880,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
増毛町内一般廃棄物収集運搬業務	41,904,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
小平町内一般廃棄物収集運搬業務	43,416,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
指定ゴミ袋等保管配送業務	2,497,741円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

資源化施設維持管理運營業務	75,360,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
生ごみ施設計量業務等委託業務	2,754,756円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
生ごみ処理施設周辺除雪業務等委託業務	3,348,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
資源化施設粗大破砕物等運搬	907,200円	地方自治法施行令第167条1項第2号
有害鳥獣処理施設維持管理運營業務	4,293,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## (2) 契約事務の監査結果

監査の結果、概ね適正な事務処理と認める。ただし、事務処理において下記の事項について改善を要するものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき個別事項については、6月16日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

### ① 指名競争入札について

資源化施設粗大破砕物等運搬契約において、事務処理上は指名競争入札で契約を決定していることになっているが、実際には見積合せによる随意契約となっていた。

担当者はもちろん、入札執行者においては十分に留意し今後は適切な事務処理を望む。

### ② 予定価格積算額と予定価格について

予定価格積算内訳の額と予定価格の額に相当な開きがある契約事務が3件存在した。

3件の予定価格の合計は予定価格積算内訳の額を1500万以上減額されたものであり、これでは予定価格を積算した意味をなしていない。

予算計上する上で積算額が根拠となることや、不用額の増加を防ぐためにも適正な予定価格を積算するよう強く要望する。

### ③ 契約書に記載が必要な事項の未記載

留萌南部衛生組合においては、留萌市契約規則を準用することとしているところだが、「留萌市契約規則第28条第3項」では次のとおり定められている。

第1項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 1号 契約履行の場所
- 2号 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 3号 監督及び検査
- 4号 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金
- 5号 危険負担
- 6号 かし担保責任
- 7号 契約に関する紛争の解決方法
- 8号 その他必要な事項

上記のとおり、記載しなければならないものについて規則で定められているが、監査した11件中5件に記載すべき事項の足りない契約書があった。5件全てに該当した、3号の監督及び検査、4号の支払い遅延利息であるが、これは、前回の委託契約の定期監査でも指摘しているものであるため適正な契約書の作成を強く望む。

## 6. まとめ

地方公共団体が締結する契約については、原則として一般競争入札の方法によることとされているが、「地方自治法施行令」で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。

また、地方公共団体が締結する契約の目的は「公益」としており、公の秩序を維持するために一定の制限が必要になることから、「地方自治法」、「地方自治法施行令」、「留萌市契約規則」、「留萌市会計規則」等により厳正な手続きが定められている。

今回対象とした委託契約は全て随意契約であり、そのほとんどは、過去の慣例や実績及び専門性を理由としているものであったが、随意契約は選定方法の特例を定めたものであり、不利な条件による契約の締結を許容したものではないことから、随意契約の根拠となる理由の妥当性を改めて検討し可能な限り競争原理の導入及び、透明性、公正性の確保に努められたい。